

あっせん・調停手続に関する規程の変更及び法務省へのADR変更申請について

(案)

裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）改正に伴い、別紙のとおり、あっせん・調停手続に関する規程を変更する。

また、以下により、法務大臣に対して変更認証申請を行う。

1. 変更認証申請書の内容  
別紙2の通り
2. 申請先  
法務省大臣官房司法法制部審査監督課
3. 変更認証申請手数料  
60,600円
4. 申請時期  
理事会終了後、速やかに申請することとしたい。

以上

【添付資料】

別紙1：あっせん・調停手続に関する規程 新旧対照表  
別紙2：変更認証申請書

## 電力広域的運営推進機関あっせん・調停手続に関する規程 変更案 新旧対照表

変更前	変更後 (変更点に <u>下線</u> )
<p data-bbox="510 298 707 328">第1章 総則</p> <p data-bbox="118 379 483 410">第1条から第5条 (略)</p> <p data-bbox="136 483 546 513">(あっせん・調停手続の対象)</p> <p data-bbox="118 525 1099 600">第6条 あっせん・調停手続の対象は、送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争とする。</p> <p data-bbox="118 611 1099 684">2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する紛争は、あっせん・調停手続の対象としない。</p> <p data-bbox="118 695 1099 769">一 他の機関によるあっせん・調停等の紛争解決手続が係属中である案件</p> <p data-bbox="118 780 920 810">二 不当な目的でみだりに申請をしたと認められる案件</p> <p data-bbox="118 821 1077 852">三 紛争の主たる論点の本機関の関与した業務の適否に関する案件</p> <p data-bbox="118 863 1099 936">四 その他本機関のあっせん・調停手続の対象とすることが不適切であると考えられる案件</p> <p data-bbox="118 1046 327 1077">第7条 (略)</p>	<p data-bbox="1144 464 1554 494">(あっせん・調停手続の対象)</p> <p data-bbox="1144 505 2125 660">第6条 あっせん・調停手続の対象は、送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争とする。<u>ただし、この手続きにおいて、当事者の申出の有無にかかわらず、和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意を取り扱わない。</u></p> <p data-bbox="1144 671 2125 745">2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する紛争は、あっせん・調停手続の対象としない。</p> <p data-bbox="1144 756 2125 829">一 他の機関によるあっせん・調停等の紛争解決手続が係属中である案件</p> <p data-bbox="1144 841 1948 871">二 不当な目的でみだりに申請をしたと認められる案件</p> <p data-bbox="1144 882 2107 912">三 紛争の主たる論点の本機関の関与した業務の適否に関する案件</p> <p data-bbox="1144 924 2125 997">四 その他本機関のあっせん・調停手続の対象とすることが不適切であると考えられる案件</p>

附則 (令和 年 月 日)

(施行期日)

本規程は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 (平成16年法律第151号) 第12条第1項の法務大臣の変更の認証を受けた日又は令和6年4月1日のいずれか遅い日から施行する。

2024年 月 日

法務大臣 殿

認証番号 第141号

〒135-0061

申請者

東京都江東区豊洲6-2-15

電話番号（03）6632-0910

電力広域的運営推進機関

理事長 大山 力

### 変更認証申請書

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第12条第1項の規定により、  
認証紛争解決手続の業務の変更の認証を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

印紙貼付欄

印紙代（60,600円）

- 注1. 不要な字句は消して使用すること。  
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。  
3. 印紙は消印しないこと。

## 変更に係る事項

### 1. 変更しようとする認証紛争解決手続の業務

認証紛争解決手続において、当事者の申出の有無にかかわらず、和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意を取り扱わない旨の規定を追加する業務規程の変更

### 2. 変更内容

あっせん・調停手続に関する規程 一部変更  
(別添新旧対照表のとおり)

### 3. 変更理由

認証紛争解決手続において、当事者の申出の有無にかかわらず、和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意を取り扱わないこととしたことから、業務規程を変更する必要があるため。

注1. 変更しようとする認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法を特定した上、変更内容をその理由とともに具体的に記載すること。

2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面を第2面の次に添付すること。